

## 議案第18号

### 令和4年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 86,267,109 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	1,643,053千円
第1項 営業収益	1,537,387千円
第2項 営業外収益	105,666千円
支 出	
第1款 電気事業費	2,164,190千円
第1項 営業費用	2,045,488千円
第2項 営業外費用	118,702千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額511,210千円は、過年度分損益勘定留保資金484,952

千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,258千円で補てん

するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 288,730千円

第1項 企業債 177,400千円

第2項 繰延運営権対価 111,330千円

支 出

第1款 資本的支出 799,940千円

第1項 建設改良費 288,830千円

第2項 企業債償還金 462,340千円

第3項 一般会計繰出金 48,770千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費	1 営業費用	新幡郷発電所精密分解点検に伴う改修事業	799,508千円	4年度	227,701千円
				5年度	571,807千円
1 資本的支出	1 建設改良費	新幡郷発電所精密分解点検に伴う改修事業	477,343千円	4年度	177,463千円
				5年度	299,880千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電設備保守点検業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	9,727千円

消防用設備点検業務委託

令和5年度から  
令和6年度まで

540千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	千円 177,400	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、177,400千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の

経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 279,640千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の児童手当に要する経費 2,190千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平井伸治